

07.33

大学等技術移転促進法の規定による手数料等の軽減について（特）

1. 軽減の要件と内容

(1) 承認事業者の場合

大学等技術移転促進法第4条第1項の承認を受けた者（以下「承認事業者」という。）が同法第4条第1項の特定大学技術移転事業^{注1}を実施するときは、自己の出願についての出願審査請求手数料及び自己の特許権に係る第1年分から第10年分までの特許料が1/2に軽減される（大学等技術移転促進法第8条1項及び2項、大学等技術移転促進法施行令4条、同施行令6条）^{注2注3}。

(2) 認定事業者の場合

大学等技術移転促進法第13条第1項の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）が同法13条第1項の試験研究独立行政法人技術移転事業^{注4注5}を行うときは、自己の出願についての出願審査請求手数料及び自己の特許権に係る第1年分から第10年分までの特許料が1/2に軽減される（大学等技術移転促進法13条3項及び4項、大学等技術移転促進法施行令1-~~2~~-6条、同施行令1-~~4~~-8条）^{注2注5}。

2. 申請書に添付する証明書

軽減に係る申請書に添付すべき証明書^{注2注6}は、「表」の右欄に掲げるものである（大学等技術移転促進法施行令~~4-1-3~~条、同施行令5条、同施行令15条、同施行令1-~~3~~-7条）。

「表」

要 件	証 明 書
<u>(1) 承認事業者の場合</u> <u>ア. 承認事業者であり、自己の特許権又は特許出願であること</u> <u>イ. 承認事業者が特定大学技術移転事業を実施していること</u>	<u>(1) 承認事業者の場合</u> <u>特定大学技術移転事業の実施に係るものであることを証明する書面</u>
<u>(2) 認定事業者の場合</u> ア. 認定事業者であり、自己の特許権又は特許出願であること イ. 認定事業者が試験研究独立行政法人技術移転事業を実施していること	<u>(2) 認定事業者の場合</u> 試験研究独立行政法人技術移転事業の実施に係るものであることを証明する書面

(新規改訂平成2-~~5~~-6・~~6~~-1)

注¹ 特定大学技術移転事業の対象となるのは、学校教育法第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法第2条第4項に規定する大学共同利用機関における技術に関する研究成果であって、国以外の者に属する研究成果であり（大学等技術移転促進法2条1項）、当該研究成果に係る特許権又は特許を受ける権利を、承認事業者が当該国以外の者から譲渡を受けている場合に手数料等の軽減が受けられる。

注² 特許法等の一部を改正する法律（平成15年法律第47号。以下「平成15年改正法」という。）による改正前の大学等技術移転促進法第12条第1項の認定を受けた国立大学関係認定事業者が平成16年3月31日以前に譲渡を受けた国立大学の研究成果に係る国有の特許権等若しくは特許を受ける権利等又はその特許を受ける権利等に基づいて取得した特許権等について納付すべき手数料等については、平成15年改正法による改正前の大学等技術移転促進法第12条第4項、第6項、第8項及び第10項の規定は改正後も、なおその効力を有する（平成15年改正法附則8条1項）。

注³ 承認事業者が国立大学法人、大学共同利用機関法人又は独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「国立大学法人等」という。）から譲渡を受けた特許権若しくは特許を受ける権利（産業技術力強化法附則第3条第1項各号に掲げるものに限る。）又は当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権（平成19年3月31日までにされた特許出願（同年4月1日以後にする特許出願であって同年3月31日までにしたもの）とみなされるものを除く。（4）イ. の注2において同じ。）に係るものに限る。）であって承認事業者に属するものについては、承認事業者を国とみなして特許法第107条第2項、第195条第4項及び第5項又は特例法第40条第3項及び第4項の規定を適用する（大学等技術移転促進法附則3条）。

注¹ 試験研究独立行政法人技術移転事業の対象となるのは、大学等技術移転促進法施行令第10条に規定する独立行政法人（以下「試験研究独立行政法人」という。）における技術に関する研究成果であり、当該研究成果に係る特許権又は特許を受ける権利を、当該試験研究独立行政法人から認定事業者が譲渡を受けている場合である。

注⁴ 試験研究独立行政法人技術移転事業の対象となるのは、大学等技術移転促進法施行令第10条に規定する独立行政法人（以下「試験研究独立行政法人」という。）における技術に関する研究成果であり、当該研究成果に係る特許権又は特許を受ける権利を、当該試験研究独立行政法人から認定事業者が譲渡を受けている場合である。

注² 特許法等の一部を改正する法律（平成15年法律第47号。以下「平成15年改正法」という。）による改正前の大学等技術移転促進法第13条第1項の認定を受けた者（認定事業者に限る。）が平成16年3月31日以前に譲渡を受けた試験研究独立行政法人における研究成果に係る当該試験研究独立行政法人が保有する特許権等若しくは特許を受ける権利等又はその特許を受ける権利等に基づいて取得した特許権等について納付すべき手数料等については、平成15年改正法による改正前の大学等技術移転促進法第12条第4項、第6項、第8項及び第10項並びに第13条第2項及び第3項の規定は改正後も、なおその効力を有する（平成15年改正法附則8条2項）。

注⁵ 特許法等の一部を改正する法律平成15年改正法（平成15年法律第47号。以下「平成15年改正法」という。）による改正前の大学等技術移転促進法第13条第1項の認定を受けた者（認定事業者に限る。）が平成16年3月31日以前に譲渡を受けた試験研究独立行政法人における研究成果に係る当該試験研究独立行政法人が保有する特許権等若しくは特許を受ける権利等又はその特許を受ける権利等に基づいて取得した特許権等について納付すべき手数料等については、平成15年改正法による改正前の大学等技術移転促進法第12条第4項、第6項、第8項及び第10項並びに第13条第2項及び第3項の規定は改正後も、なおその効力を有する（平成15年改正法附則8条2項）。

注³ 注⁶ 出願中の手続において、他の軽減申請書の提出に係る手続（廃止前の産活法の

規定に基づく手続を含む（大学技術移転促進法施行規則附則 2 条）において、既に上記の実施に係るものであることを証明する軽減申請書に添付すべき書面を提出している場合は、軽減申請書にその旨が記載して当該書面の添付を省略を認めることができる（大学技術移転促進法施行規則第 2 条）。